四　前号の規定により区画された掘削対象地（以下「掘削対象単位区画」という。）について、次に定めるところにより、試料採取等の対象とすること。

イ　第二号ハに掲げる土地（掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。）を含む掘削対象単位区画

ロ　第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものを含む掘削対象単位区画（イに掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。）がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める掘削対象単位区画

(1)　第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　前号の規定により掘削対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下この条において「掘削対象三十メートル格子」という。）にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか一区画（当該掘削対象三十メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画がある場合にあっては、当該掘削前調査一部対象単位区画）

(2)　第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める掘削対象単位区画

(イ)　掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が六以上である場合　当該掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか五区画

(ロ)　掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が五以下である場合　当該掘削対象三十メートル格子内にあるすべての掘削前調査一部対象単位区画

五　前号の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画の中心（当該掘削対象単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、次の土壌の採取を行うこと。

イ　表層の土壌

ロ　深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

ハ　地表から深さ五十センチメートルの土壌

ニ　深さ一メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの一メートルごとの土壌

ホ　帯水層の底面の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯水層の底面がある場合に限る。）

ヘ　掘削の対象となる部分の深さの土壌

ト　汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合にあっては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌

チ　基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であって、当該地層の厚さが一メートル未満である場合にあっては、当該地層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）